



広島県報

号外
第69号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

教育委員会規則	三
広島県立高等学校学則の一部を改正する規則 (県法規記載)	三
教育委員会訓令	三
職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令 (県法規記載)	三
教育委員会教育長訓令	三
広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令 (県法規記載)	三
広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令 (県法規記載)	三
教育委員会教育長告示	三
広島県教育委員会公舎管理規則施行細則の一部を改正する告示 (県法規記載)	三
正誤	三
平成十七年十二月二十日付け広島県報(号外)第百九十五号中広島県教育委員会規則第十六号の訂正	四
平成十七年十二月二十日付け広島県報(号外)第百九十五号中広島県教育委員会教育長告示第二十一号の訂正	四

教育委員会規則

広島県教育委員会規則第二号
広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年四月一日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条の五中「二十」を「三十六」に改める。

第十条の七を次のように改める。

(高等学校卒業程度認定試験の合格科目)

第十条の七 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が、高等学校卒業程度認定試験規則

(平成十七年文部科学省令第一号)の定めるところにより合格点を得た試験科目(同令附

則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号。

以下「旧規程」という。)の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。)に係る学

修(当該生徒が入学前に行ったものを含む。)を行ったときは、これを当該生徒の在学す

る高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に、「もの」を「者」に

改め、同条第二項各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に、「もの」を「者」に

改め、同項第四号を次のように改める。

四 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規

程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

別表第一広島県立倉橋高等学校の項を削る。

附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

広島県教育委員会訓令第四号

本 地 方 機 関
 県 立 学 校
 学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十八年四月一日

広島県教育委員会
 委員長 小笠原 道 雄

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令
 職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次
 のように改訂する。

別表第一を次のように改訂する。

別表第一（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員以外の職員の場合）

行政職給料表	教育職給料表 (一) 及び (ロ)	教育職給料表 (三) 及び (イ)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二) 及び 医療職 給 料	医療職給料表 (三)	技術職給料表
9 級			5級の5号給 以上	4 級			
8 級	4 級		5級の4号給 以下				
7 級	3 級	4 級 3級の17号給 以上			7 級	7 級	
6 級			4 級	3 級	6 級	6 級	
5 級	2級の41号給 以上	3級の18号給 以下 2級の53号給 以上	3級の5号給 以上	2級の9号給 以上	5 級	5 級	
4 級	2級の37号給 から40号給 まで	2級の45号給 から52号給 まで	3級の4号給 以下	2級の8号給 以下			5 級 4 級
3 級	2級の25号給 から38号給 まで	2級の37号給 から44号給 まで	2級の29号給 以上	1級の13号給 以上	4 級 3級の9号給 以上	4 級 3級の5号給 以上	
2 級	2級の9号給 から24号給 まで	2級の21号給 から36号給 まで	2級の9号給 から28号給 まで 1級の73号給 以上	1級の12号給 以下	3級の8号給 以下 2級の9号給 以上	3級の4号給 以下	3 級

1 級	2級の8号給 以下 1 級	2級の20号給 以下 1 級	2級の8号給 以下 1級の72号給 以下	2級の8号給 以下 1 級	2 級 1 級	2 級 1 級
-----	---------------------	----------------------	-------------------------------	---------------------	------------	------------

備考 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、学芸課長については、3級37号給以上の職務は、
 行政職給料表6級に相当する職務として取り扱う。

別表第二を次のように改訂する。

別表第二（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員の場合）

行政職給料表	教育職給料表 (一) 及び (ロ)	教育職給料表 (三) 及び (イ)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二) 及び 医療職 給 料	医療職給料表 (三)	技術職給料表
9 級				4 級			
8 級	4 級		5 級				
7 級	3 級	4 級 3 級			7 級	7 級	
6 級			4 級	3 級	6 級	6 級	
5 級			3 級		5 級	5 級	
4 級	2 級	2 級		2 級			5 級 4 級
3 級			2 級	1 級	4 級 3 級	4 級 3 級	
2 級					2 級		3 級
1 級	1 級	1 級	1 級	1 級	1 級	2 級 1 級	2 級 1 級

備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項
 又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に適用する。

規 則

1 この訓令が、公布の日から施行する。

2 如右後の職員の旅費の支給に関する規程の改正が、この訓令の施行の日（当該「施行日」

という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の職員の旅費の支給に関する規程別表第一の備考の規定の適用については、当分の間、同備考中「3歳²⁷未満以上」とあるのは、「3歳²⁹未満以上」とする。

4 職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令(平成九年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項中「(以下)改正後の旅費規程」という。)を削り、同項の項番号を削る。

教育委員会教育長訓令

広島県教育委員会教育長訓令第4号

本 地 方 機 関 庁
 県 立 学 校 関 係
 学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県教育委員会
 教育長 関 靖 直

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令
 広島県教育委員会公印規程施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表の11中 「広島県立倉橋高等学校」を「広島県立福山明王台高等学校」に改め、
 「広島県立福山明王台高等学校」を「広島県立福山明王台高等学校」に改め、
 同表の13中 「広島県立倉橋高等学校」を「広島県立福山明王台高等学校」に改め、
 「広島県立福山明王台高等学校」を「広島県立福山明王台高等学校」に改め、
 同表の14中 「広島県立倉橋高等学校」を「広島県立福山明王台高等学校」に改め、
 「広島県立福山明王台高等学校」を「広島県立福山明王台高等学校」に改め、
 に改める。

附 則
 この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。

広島県教育委員会教育長訓令第5号

県 立 学 校

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県教育委員会
 教育長 関 靖 直

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令
 広島県立学校文書管理規程(平成十年広島県教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第二中 「広島県立倉橋高等学校」を「広島県立福山明王台高等学校」に改め、
 「広島県立福山明王台高等学校」を「福明高」に改め、

校 福明高」に改める。
 附 則
 この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第九号

広島県教育委員会公舎管理規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県教育委員会
 教育長 関 靖 直

広島県教育委員会公舎管理規則施行細則の一部を改正する告示
 広島県教育委員会公舎管理規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第五号)の一部を次のように改正する。

別表倉橋公舎の項分掌機関の欄中「倉橋高等学校」を「音戸高等学校」に改め、同表本郷公舎の項を削る。

附 則
 この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。

正 誤

平成十七年十二月二十日付け広島県報(号外) 第百九十五号に登載の広島県教育委員会規則第十六号(広島県立総合体育館管理運営規則等の一部を改正する規則)の一部を次のように訂正する。

教育委員会事務局管理部総務課長

ページ	段	行	誤	正
七	上	十三	「教育長」	「教育長」

平成十七年十二月二十日付け広島県報(号外) 第百九十五号に登載の広島県教育委員会教育長告示第二十一号(広島県立美術館管理運営規則施行細則等の一部を改正する告示)の一部を次のように訂正する。

教育委員会事務局管理部総務課長

ページ	段	行	誤	正
九	上	三	広島県少年自然の家利用許可証	広島県立少年自然の家利用許可証
九	上	三	広島県少年自然の家利用許可書	広島県立少年自然の家利用許可書